

平成18年度 第1回 新潟市水道局入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成18年 5月18日(木) 新潟市水道局 3階 第3会議室	
内 容	1 委員の委嘱 ・委員長及び委員長代理の選出 2 入札・契約制度への提言を受けて 3 平成17年度下半期(平成17年10月～平成18年3月)における発注工事状況の報告 4 指名停止措置について 5 当番委員より抽出された工事案件の審議 6 次回の定例会議の開催について	
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長 澤田 克己(大 学 教 授) (出席) 委員長代理 佐田 克己(会 社 員) (出席) 委 員 橋 義則(弁 護 士) (出席) 委 員 藤崎 俊晃(会 社 員) (出席) 委 員 猪又 勝(団 体 職 員) (出席)	
審議対象期間	平成17年10月 1日 ～ 平成18年 3月31日	
抽 出 案 件	10件(対象工事総件数238件)	
制限付き 一般競争入札	2件	①債施東17第1号 配水管布設工事 ②浄津施第2号 満願寺浄水場施設改良事業 非常用自家発電設備工事
指名競争入札	6件	③広豊17第5号 配水管幹線布設工事 ④広津17第2号の2 配水管布設工事 ⑤施第29号 配水管布設工事 ⑥老白17第7号 配水管布設工事 ⑦浄中施第4号 配水ポンプ盤インバータ取替工事 ⑧浄阿施第5号 魚類監視装置取替工事
随意契約	2件	⑨施東17第7号 配水管布設工事 ⑩浄阿宮第18号 3,4号配水ポンプインバータ盤点検修理工事
委員からの意見・質問, それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

質問・意見	回答										
<p>・前回、当委員会が行った「指名業者数を増やしたほうが良い」という提言について、その後どのような取り組みを行ったのか。</p>	<p>・指名競争入札において、試行的に設計額1,000万円以上の工事は、通常12者指名を18者又は15者指名に、また1,000万円未満についても通常10者のところを12者に増やして入札を行った。</p> <p>その結果、まだ件数が少ないという事もあり、落札率の大きな変動は見られなかった。</p> <p>これからも試行を続けていく中で、その傾向を分析していきたい。</p> <p>平成18年1月～3月までの落札率</p> <table border="1" data-bbox="817 779 1401 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>落札率(現行)</th> <th>落札率(試行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以上の工事</td> <td rowspan="2">【12者指名】 89.49%</td> <td>【18者指名】 90.99%</td> </tr> <tr> <td>【15者指名】 91.43%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円未満の工事</td> <td>【10者指名】 89.86%</td> <td>【12者指名】 88.87%</td> </tr> </tbody> </table>		落札率(現行)	落札率(試行)	1,000万円以上の工事	【12者指名】 89.49%	【18者指名】 90.99%	【15者指名】 91.43%	1,000万円未満の工事	【10者指名】 89.86%	【12者指名】 88.87%
	落札率(現行)	落札率(試行)									
1,000万円以上の工事	【12者指名】 89.49%	【18者指名】 90.99%									
		【15者指名】 91.43%									
1,000万円未満の工事	【10者指名】 89.86%	【12者指名】 88.87%									
<p>・今後も提言(指名業者数を増やす)に対する取り組みについて、結果を当委員会で報告してもらいたい。</p>											
<p>・自分から申込を行う一般競争入札にもかかわらず抽出事案①の工事は、16者中5者が辞退をしているがどういう理由で辞退したかわかるか。</p>	<p>・直接理由を聞いていないのであくまでも推測ではあるが、設計図書を見て施工能力が合わなかったり、積算した結果、採算が見込めなかったりしたのではないかと考えている。</p>										
<p>・辞退の連絡があった時に理由を聞くことは出来るのか。</p>	<p>・出来る。(但し電子入札のシステムを利用しているため、後日辞退業者に問い合わせることになる。)</p>										
<p>・辞退しても今後の指名等ペナルティはないのか。また予定価格の事前公表は全部の工事で行っているのか。</p>	<p>・辞退に対するペナルティはない。</p> <p>予定価格については市と同様に今年1月から予定価格1,000万円以上の工事のうち3割程度で事後公表を行っている。</p>										
<p>・抽出事案②は参加業者が7者だが、この工事を施工できる業者は少ないのか。</p>	<p>・参加資格要件の実績要件で、ある程度のハードルを設定した結果、参加業者が7者にとどまったのではないかと考えている。</p>										

<p>・抽出案件⑨について、本体建設工事（北陸農政局発注親松排水機場建設工事）を請負った業者でないと 400 ミリの配水管布設の工事は施工できないのか。</p> <p>また、どうしても同時施工でなければダメなのか。</p>	<p>・この工事は橋台の一部を水道局が借りる形で水道管を添架するものであるが、本体工事でボルトの埋め込みや管の据付等同時に施行していかなければならず、そのために本体工事の請負業者と契約を行った。</p>
<p>・新しく橋を架ける際、水道・ガス・電力等、橋梁添架工事というのは結構多いと思うが、橋の本体工事を請負った事業に水道管の添架工事を随意契約するというのは少し短絡的ではないのか。</p> <p>・コスト的、工期的に有利だという判断であれば構わないと思うが。</p>	<p>・現場での作業性、効率性、全体の工程等も踏まえた中で、同一業者が施行したほうが一番うまくいくのではないかと考えている。</p> <p>当然共通的な経費を設計段階で率を下げることでコスト的にも、また同時施行をすることで工期的にも有利という考えを持っている。</p>
<p>・激変緩和措置については、それを条件に合併に賛成した地域もあるだろうから一概には言えないが、個人的な意見としては 2 年間あるからといってその間に変えなくても良いと考えるのではなく、透明性・公正性を高めるためにも、もっと早く先取りしていくんだという感覚のほうが良いと思う。それが本来の姿なのではないか。</p>	<p>・合併にあたり事務事業の調整の中で入札契約関係の問題があった訳だが、その中でそれぞれの地域でやってきたことを尊重するということになっているので、水道局独自でそのように取り扱うのは難しい。</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の抽出案件を猪又委員に委任 ・次回は 1 1 月に開催予定 	